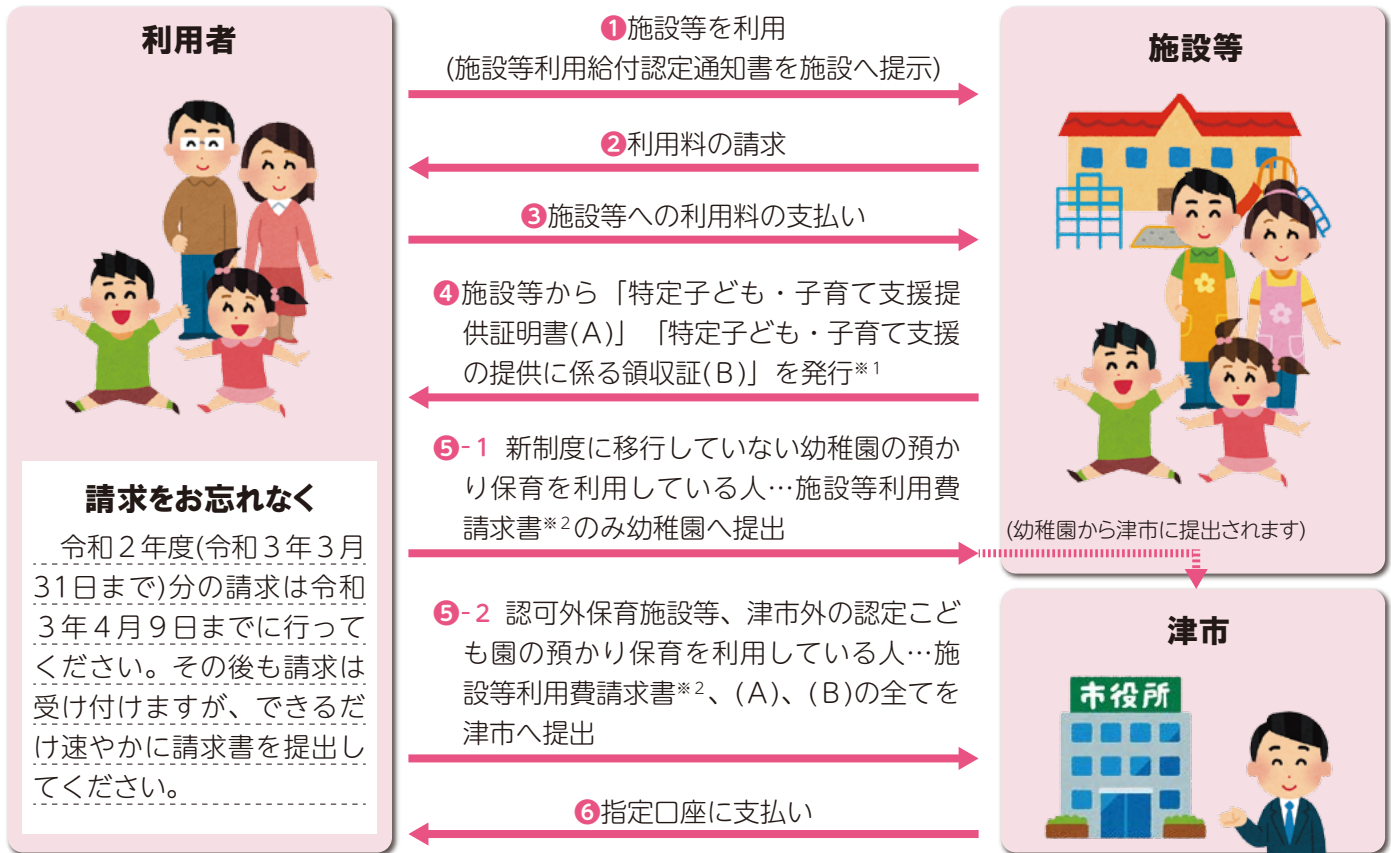




## 無償化の対象になったら利用料はどうなるの？

	利用する施設等	請求の手続き
<b>利用料を支払う必要がない場合</b> ※上限額を越える利用料は施設へ支払う必要があります。	・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園 ・預かり保育(認定こども園・新制度移行済みの幼稚園)	不要
<b>利用料をいったん支払った後、津市へ請求する必要がある場合</b>	・認可外保育施設等 ・預かり保育(新制度に移行していない幼稚園・津市外の幼稚園・津市外の認定こども園)	以下の「津市へ利用料(施設等利用費)を請求する方法」を参考に、津市へ請求

## 津市へ利用料(施設等利用費)を請求する方法



※1 「特定子ども・子育て支援提供証明書(A)」と「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(B)」は、兼用様式の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」として発行される場合があります。

※2 請求できるのは特定子ども・子育て支援利用料(保育料)として支払った額のみです。給食費や日用品等の消耗品費、行事費などは対象になりません。

### 問い合わせ

内容	問い合わせ
保育所・認定こども園の利用、認可外保育施設等について	子育て推進課(☎229-3167)、各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育施設
幼稚園の利用について	教委学校教育課(☎229-3391)、各幼稚園
障がい児の発達支援について	障がい福祉課(☎229-3157)、各総合支所市民福祉課(福祉課)

津市ホームページ  
幼児教育・  
保育の無償化について



### 認可外保育施設の設置者の皆さんへ

認可外保育施設が、幼児教育・保育の無償化の対象施設となるには、三重県へ認可外保育施設の設置の届け出後、津市が行う子ども・子育て支援施設等の確認を受ける必要があります。設置済みで、三重県への届け出・津市への確認の申請をしていない場合は、利用料が無償化の対象になりませんので、早めに手続きをしてください。